

会員の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また日頃より、アイレクススポーツクラブをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

この度当社が加盟しております日本フィットネス産業協会からの「会員契約適正化指針」の内容を受け、よりお客様が快適にご利用頂けるように、当クラブも適正化を図ることに致しました。改定箇所につきましては下記内容をご確認ください。

アイレクススポーツクラブPREMIA

支配人 久留 秀明

現 行	改正案
<p>第5条 入会資格 (1) 本クラブ会則を承認し入会を希望する者。 (2) 満18歳以上の男女。 (3) 未成年が入会しようとする時は所定の書類により保護者の同意を得た上で、申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。 (4) 下記に該当するものは入会資格を得られない。 1. 暴力団関係者。 2. 刺青(いれずみ)のある者。(タトゥー含む) 3. 健康に異常がある者。伝染病、皮膚病、精神疾患の者。 4. 妊娠をしている者。 5. 過去に会社より除名等の通告を受けている者。 6. 本クラブ会員として、会社がふさわしくないと認めた者。</p>	<p>第5条 入会資格及び利用資格について (1) 本クラブ会則を承認し入会を希望する者。 (2) 満18歳以上の者。 (3) 下記に該当するものは入会資格を得られない。 1. 暴力団関係者 2. 刺青(いれずみ)のある者。(タトゥー含む) 3. <u>伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。</u> 4. 妊娠をしている者。 5. <u>過去に会社から除名等の通告を受けたことの有る方、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことの有る方。</u> 6. 本クラブ会員として、会社がふさわしくないと認めた者。</p>
<p>第8条 諸会費・諸料金 (1) 会員は会社が会員の種類・区分ごとに定める入会金及び諸会費を払い込むものとする。その支払時期、支払方法は会社が定める。 (2) 一旦納入した入会金、会費等はこれを返還しない。但し、入会資格の審査でその資格が得られなかった場合に限り、既に会社に払い込みをしている入会金・諸会費の返還を行う。 (3) 会社は本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金又は、新たに入会する会員の負担する入会金、諸会費等を変更することができる。</p>	<p>第8条 諸会費・諸料金 (1) 会員は会社が会員の種類・区分ごとに定める入会金及び諸会費を払い込むものとする。その支払時期、支払方法は会社が定める。 (2) 一旦納入した入会金、会費等は<u>下記の場合を除き</u>これを返還しない。 ①入会申込書に記載の利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け会社が認めた場合は、<u>全額を返還する。</u> ②長期契約を締結した会員が死亡または妊娠により退会した場合は、<u>未経過月分を返還します。</u> (3) 会社は本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金又は、新たに入会する会員の負担する入会金、諸会費等を社会情勢等の変動に応じて変更することができる。<u>この場合、会社は1ヶ月前までに全会員に第19条に記載の方法により告知するものとする。</u></p>
<p>第14条 盗難、紛失物、忘れ物、放置物 (1) 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切の損害賠償の責を負わない。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負わない。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除く。 (2) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失物については、会社は一切の損害賠償、補償等の責を負わない。 (3) 忘れ物、放置物については原則1ヶ月間本クラブで保管した後、処分する。</p>	<p>第14条 盗難、紛失物、忘れ物、放置物 (1) 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、<u>会員の自己責任を原則とし、会社に重過失がある場合を除き</u>会社は一切の損害賠償の責を負わない。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について会社は一切の損害賠償・補償等の責任を負わない。 (2) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失物については、<u>会社に重過失がある場合を除き</u>会社は一切の損害賠償、補償等の責を負わない。 (3) 忘れ物、放置物については原則1ヶ月間本クラブで保管した後、処分する。</p>
<p>第19条 なし</p>	<p>第19条 告知方法 <u>会社から会員に対する告知は、本クラブ内の所定の場所への掲示、ホームページに掲載する方法により行うものとする。但し、これに換えて随時電子メール、郵便、電話等により告知することができる。その際は、会員から届け出のあった最新の電子メールアドレス、住所、電話番号あてに行うことにより告知を完了したものとみなし、会社は告知の未達について責を負わない。</u></p>
<p>第19条 改訂 本クラブは会則、運営管理、利用に関する諸規定の改訂を行うことができる。改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。</p>	<p>第20条 改訂 本クラブは会則、運営管理、利用に関する諸規定の改訂を行うことができる。<u>この場合、会社は1ヶ月前までに全会員に第19条に記載の方法により告知するものとし、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。</u></p>
<p>第21条 なし</p>	<p>第21条 附則 1. <u>本会則は2006年11月1日より発効する。</u> 2. <u>2016年10月15日改正</u></p>